

保育士登録制度について

児童福祉法の改正（平成 15 年 11 月 29 日施行）により、保育士として業務を行うためには都道府県知事に登録し、保育士証の交付を受ける必要があります。

卒業年度によって登録申請に必要な書類が異なりますので、以下を参照のうえ手続きを行ってください。

1. 登録方法

保育士登録は「登録事務処理センター」で行います。

ホームページにアクセスし、「保育士登録申請手続き（新規登録）」から申請手続きを確認してください。

都道府県知事委託 保育士登録機関 保育士登録センター

ホームページ	https://www.nippo.or.jp/hoikushi/
住所	〒102-0083 東京都千代田区 1-6-2
電話番号	03-3262-1080

2. 大学が発行する申請に必要な書類

卒業年度	必要書類
平成 14（2002）年度以前	保育士（保母）資格証明書
平成 15（2003）年度以降	指定保育士養成施設卒業証明書※

※正科生のみ発行可

3. 保育士証を紛失した場合

保育士登録センターで再交付を行います。

ホームページにアクセスし、「保育士証 再交付申請手続き」から申請手続きを確認してください。